

第5章 具体化への取り組み

1 計画具体化のための役割分担

本計画で第2章から第4章まで示したみどりづくり施策について、これを具体的に進めるため市民(この章では、みどりの活動団体・NPOや市民、観光客等来訪者を指します)、事業者等、行政等が担うべき役割を明らかにし、施策の具体化を図ります。

(1) 市民の主な役割

① みどりの活動団体・NPO

みどりに関する市民の活動の中で大きな役割を果たすものが、みどりの活動団体やNPOの方々の活動です。

◆ みどりの保全についての役割

海浜植生やアカテガニの放仔のパトロール・観察会等、貴重な自然の保護についてはみどりの活動団体・NPOの方々の役割なくしては成り立たないほど、重要な役割を果たしています。

今後は、これまでの保護活動に加えて、里山林の維持管理や、動植物の生息調査等についても、みどりの活動団体・NPOの方々と行政との間で情報の共有を図り、かつ連携を強化しながら、協働によるみどりの保全の展開を図っていきます。

◆ みどりの創出についての役割

フラワーロード事業、街区公園等の維持管理等について、みどりの活動団体・NPOの方々の活動が主体となって運営されています。

今後はこれまでのみどりの創出活動に加えて、公園の新設・リニューアルの際への参加、地区の花木と緑化ガイドラインの制定等について、みどりの活動団体・NPOの方々と行政の連携を強化しながら、協働によるみどりの創出の展開を図っていきます。

② 市民

市民の方々の活動は、最も基礎的なみどりの保全・創出の主体として重要な役割を果たしています。

◆ みどりの保全についての役割

本市に残された樹林地や農地、海岸などの豊かな自然は市民全体の財産です。本市では様々な機会を通じて、多くの方々からこれらのみどりの大切さへの理解が得られるよう努力して参りますので、市民全体でみどりの保全に協力いただきたいと思います。

また、本市の土地のほとんどは民有地であり、樹林地や農地などのみどりの景観については、農家の方々の連綿と続く、営農活動の中で形成されてきました。

この良好なみどりの景観について、今後とも土地所有者の方々にご協力いただきながら保全を図っていきます。また、樹木や樹林地の中でご協力いただけるものについては、保存契約や市民緑地等みどりに関する各種制度を適用しながら、保全を図っていきます。

◆ みどりの創出についての役割

市内の住宅地の庭は、花や生垣等のみどりで美しく彩られています。今後とも市民みなさんの力で、美しいみどりのまちづくりを進めていただくとともに、将来的にはオープンガーデンへ参加を検討していただきます。

③ 観光客等来訪者

スカベンジ活動や自然観察会等には市民とともに、多くの来訪者に参加していただいています。今後とも本市に訪れる人々が自然を大切にしながら、自然とふれあっていけるよう、従来の活動をより発展させ、エコツーリズムとして推進を図ります。

(2) 事業者等の主な役割

① 開発事業者

開発事業者が新たに宅地開発を実施する場合は、三浦市まちづくり条例(策定中)等を遵守し、開発地やその周辺の自然環境に配慮しながら、開発地への自然の回復、街区公園等の確保、地区の緑化推進等適切なミティゲーションの実施を図っていただきます。

② 市内事業者(市内土地所有事業者含む)

市内にある事業者については、商店街や工場等の事業活動の場の緑化を推進することにより、市街地へみどりを創出していきます。

また、市内土地所有事業者については、所有地のみどりの保全・回復に努めるとともに、公園・緑地等の予定地となっている場合は、その土地の提供への協力を検討していただきます。

(3) 行政等の主な役割

本市はみどりの基本計画の実現化について、中心的役割を果たします。

次項に示す整備プログラムにもとづき、各種みどりづくり施策について、適切に進行管理をおこなう中で、三浦しみどりの条例の見直しや、みどりに関する各種施策を立案・推進するとともに、庁内関係部署間および、他の主体と連携しながら、緑地保全・緑化推進を図っていきます。

また、緑の市民会議等によりみどりの活動団体・NPO等との定期的な意見交換や、様々な支援策について検討を進めます。

加えて、三浦市みどりの条例に基づく緑の審議会を通じて、学識経験者や県・関係機関、市民、活動団体等様々な主体の活発な議論により、みどりの保全・創出について検討を進めるとともに、計画の進行管理・評価や見直し等について、定期的に検討をおこないます。

さらに、県や関係機関、国との連携・調整を図り、公園・緑地等県事業、各種制度の運用、みどりと自然海岸の保全、NPO等の活動支援および多様なみどりの保全・創出施策等の円滑な推進を図ります。



図 5-1 計画具体化のための役割分担のイメージ

2 計画実現のための整備プログラム

(1) 整備プログラムの基本方針

本計画に定めた“みどりの基本構想”の実現に向けて、前項の“計画具体化のための役割分担”を行いながら、本計画で挙げた“みどりの配置・整備方針”および“三浦市のみどりづくり施策”について、次のような手順で具体化を図ります。

- ◇ 継続して施策展開されている事業から始めて、次の段階へ進め、体制・仕組みの充実、市民の理解と参加・協力、財政等の対応の強化を行いながら、目標に向けて段階的な到達を図ります。
- ◇ 平成 22 年までを短期施策、平成 27 年までを中期施策、平成 37 年までを長期施策とします。

(2) 施策の柱別整備プログラム概要

① みどりの配置・整備方針

ア 短期施策(平成 22 年まで)

現在整備中の三浦スポーツ公園の全域の供用開始、二町谷埋立地への公園・緑地の整備、小松ヶ池公園の地区公園としての都市計画決定に向けて事業等を推進します。

イ 中期施策(平成 27 年まで)

小網代の森の近郊緑地特別保全地区指定を図るとともに、風致地区の一部見直し、小松ヶ池公園の一部拡張および、市街地開発事業に合わせた開発提供による街区公園の確保を図ります。また、県立城ヶ島公園の拡張等に向けた取り組みに着手します。

ウ 長期施策(平成 37 年まで)

小松ヶ池公園全面供用、(仮称)赤坂歴史公園、(仮称)宮川総合公園、(仮称)剣崎公園の整備等を図ります。また、県立公園では城ヶ島公園の整備等を図ります。

② 海と大地のみどりを守る(三浦市のみどりづくり施策)

ア 短期施策(平成 22 年まで)

既存のみどりの保全施策の見直し検討、市と市民団体との連携強化について取り組み、みどりの保全強化への足固めを図ります。また、みどりの基本計画による地区指定、動植物調査体制の確立、松枯れ予防対策の検討等についても推進します。

イ 中期施策(平成 27 年まで)

短期施策での検討を具体化する時期として位置づけ、三浦市みどりの条例の見直しにあわせて各種施策を盛り込むとともに、市民団体と連携する各施策について、

具体的な保全施策の実現化を図ります。

さらに、集落景観や農地景観の形成等、新たな市民協働についてその方策の検討を進めます。また、市民緑地制度の導入、緑の保護地区等の指定、動植物調査の実施、松枯れ予防対策の実施等についても推進します。

ウ 長期施策(平成 37 年まで)

農地景観の保全施策の実現化を図るとともに、現存植生図の更新等を図ります。

③ 街の緑化を推進する（三浦市のみどりづくり施策）

ア 短期施策(平成 22 年まで)

現行のフラワーロードや公園維持管理等の市民協働による各緑化推進制度の見直しの検討をおこない、緑化推進施策の将来的な展開への足固めを図ります。また、市民協働による公園リニューアル、公園づくり、緑化ガイドライン等、新たな緑化推進制度の導入の検討を進めます。

イ 中期施策(平成 27 年まで)

短期施策での検討を具体化する時期として位置づけ、三浦市みどりの条例への施策の位置づけや、公園リニューアル、公園づくり、緑化ガイドライン等新たな制度の試行を推進します。

ウ 長期施策(平成 37 年まで)

中期施策で試行を始めた公園リニューアル、公園づくり、緑化ガイドライン等の各事業について、本格的な事業として継続的に推進します。

また、長期から超長期的に道路整備とあわせた道路緑化、沿道民有地緑化等についても推進していきます。

④人がみんなで取り組む

ア 短期施策(平成 22 年まで)

まず、三浦市みどりの条例や各種支援施策について見直しの検討を図り、みどりの保全と緑化推進のための仕組みの基礎固めを図ります。また、まちづくり条例を制定するとともに、これまで実施されている事業等については、推進・連携の体制づくりを進めるとともに、コンクールやグリーンバンク、生涯学習等新たな施策についての検討を進めます。

イ 中期施策(平成 27 年まで)

短期施策での検討を具体化する時期として位置づけ、三浦市みどりの条例の改正や景観計画の制定、基金の積み立て強化を図り、これらに基づく施策の展開を図ります。

また、市内の高校との連携による生涯学習の充実を図るとともに、エコツーリズムの推進体制について、検討を進めます。

ウ 長期施策(平成 37 年まで)

中期までに立ち上げた各施策を継続的に推進するとともに、エコツーリズムの具体化を図ります。

⑤ みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針

ア 短期施策(平成 22 年まで)

みどりの基本計画にもとづき、保全配慮地区や緑化重点地区を設定します。

イ 中期施策(平成 27 年まで)

都市緑地法や三浦市みどりの条例に基づく各種みどりの保全策や緑化推進施策を重点的に展開します。

また、特別緑地保全地区等の指定を検討するとともに、街路樹等について、新たな緑化施策について検討します。

ウ 長期施策(平成 37 年まで)

中期までに立ち上げた各施策を継続的・重点的に推進するとともに、緑化地域の必要性について検討を進めます。また、フラワーロード事業等道路緑化についてのあらたな展開を図ります。

(3) 施策別整備プログラムの作成

(2) 施策の柱別整備プログラム概要を踏まえ、施策を効率的に展開するため施策別整備プログラムの作成を検討します。

3 計画の評価と見直し

(1) 整備プログラムの進行管理と評価

みどりのまちづくりに関する取組みには、費用と時間を要するものが多く、また、多くの市民や事業者などの協力を必要としています。

本計画に示す各施策が計画的に行われるよう、総合計画の実施計画などに位置付けるなどして、その取組みの方向性を示し、財源を確保することや、その進行状況を整備プログラム等と対比しながら、常に把握し、管理していく必要があります。

また、進行管理には、法改正や社会状況の変化による必要性・効率性等を検討し、評価することも求められています。

これらの進行管理については、事業担当部門が確実に実行していくとともに、緑の審議会が客観的視点から定期的に事業を評価し、必要な審議をおこなうことにより、適正な進行管理と評価を図っていきます。

進行管理については、短期(H22)・中期(H27)・中長期(H32)・長期(H37)のおおむね5年ごとに実施するよう調整を進めていきます。

(2) 計画の定期的な精査

本市のみどりを取り巻く社会経済情勢は、今後も激しく変化することが予想され、それに伴ってみどりづくりの方向性も変わってくるものと思われれます。

そこで、関連する諸計画の見直しや地区の実情の変化などに対応し、中期(H27)・中長期(H32)・長期(H37)の各節目時期に整備プログラムの進行管理・評価結果を勘案しながら、計画の精査を定期的におこなうものとします。

緑の審議会では、計画の精査の結果について審議を図り、必要性が高い場合については、計画の改定を図ります。

